

## お知らせ

申請期限が延長されました  
被災者生活再建支援制度

財産活用課・☎2118

令和元年東日本台風で住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給しています。

**対象** り災証明書のみ災区分が『全壊』『大規模半壊』またはやむを得ず住宅を解体した『半壊』の世帯

**申請期限**

▽基礎支援金Ⅱ

令和3年11月11日(木)

▽加算支援金Ⅱ

令和4年11月11日(金)

**申込方法** り災証明書、世帯全員分の住民票、世帯主の預金通帳の写しをもって同課(本庁舎6階)

**支給額**

▽基礎支援金Ⅱ被害程度、世帯構成に応じて、37.5万円～100万円

▽加算支援金Ⅱ生活再建の方法、世帯構成に応じて、37.5万円～200万円

## 都市計画の構想の

## 縦覧と公聴会

▼縦覧する都市計画の構想

▽都市計画道路3・5・102号

家富町堀込線の変更【県決定】

▽都市計画道路3・4・106号

川崎渡良瀬橋線の変更【市決定】

▽都市計画道路3・5・115号

東武駅前線の変更【市決定】

▽都市計画道路3・6・103号

伊勢町渡良瀬橋線の変更【市決定】

決定】

**構想の対象区域**

通二丁目および南町の各一部

**縦覧期間** 12月8日(火)～22日(火)

／平日の午前8時30分～午後5時15分

**縦覧場所** 栃木県都市計画課

(県庁14階)、安足土木事務所企

画調査課(伊勢町四丁目)、都市

計画課(市役所本庁舎5階)

**意見申出書の提出** 構想に意見

のある方は、意見申出書に意見

の要旨と公聴会で公述人となる

意思の有無を書いて、縦覧期間

内に次のいずれかに持参または

郵送

※県決定案件は、栃木県電子申請システムによる提出も可。

▽栃木県都市計画課Ⅱ

☎028・623・2465

〒320-8501

宇都宮市埴田一丁目1-20

▽安足土木事務所Ⅱ☎4119

〒326-8555

市内伊勢町四丁目19

▽都市計画課Ⅱ☎2167

〒326-8601

足利市役所都市計画課

▼公聴会

**日時** 1月19日(火)／午後6時30分

**場所** 市民会館小ホール

**傍聴人の定員** 先着30人

※公述希望者がいない場合は、不開催となります。傍聴を希望する方は、開催の有無を事前に

栃木県か足利市の都市計画課にご確認ください。

## 都市計画の案の縦覧・

## 都市計画審議会の開催

▼縦覧する都市計画の案

①足利佐野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(足利佐野都市計画区域マスタープラン)【県決定】

②区域区分の変更【県決定】

③用途地域の変更【市決定】

おいしく残さず食べきろう!

外食時の

『おいしい食べきり』  
全国共同キャンペーン

環境政策課・☎2151

外食時の食品ロスを削減するため、感謝の気持ちをもって食事をしましょう。



④地区計画の決定【市決定】

⑤都市計画道路3・6・101号

伊勢町本城線、3・5・107

号大橋町赤松台2丁目線の変

更【市決定】

⑥旧袋川風致地区の変更

【市決定】

⑦都市計画ごみ焼却場1-1号

足利市南部ごみ焼却場の変更

【市決定】

⑧都市計画火葬場1-1号足利

市斎場の変更【市決定】

⑨都市計画公園2・2・117号

利保南児童公園、2・2・160

号利保南街区公園の変更【市

決定】

**対象区域**

①Ⅱ市全域②Ⅱ県町、羽刈町、大前町外の各一部③Ⅱ県町、羽

## 12月の市税納期

収税課・☎2124

▶固定資産・都市計画税(4期)

▶国民健康保険税(6期)

納期限 12月28日(月)

バーコードが印刷されている納付書は、コンビニエンスストアでも納付できます。

刈町、大前町、有楽町外の各一部④⑤⑥⑦⑧⑨⑩新山町、利保町の各一部  
縦覧期間  
12月8日(火)～22日(火)／平日の午前8時30分～午後5時15分  
縦覧場所  
①④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 栃木県都市計画課(県庁14階)、安足土木事務所企画調査課(伊勢町四丁目)、足利市都市計画課(市役所本庁舎5階)  
⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 都市計画課(市役所本庁舎5階)

次のいずれかに持参または郵送 ※県決定案件は栃木県電子申請システムによる提出も可。  
▽栃木県都市計画課 Ⅱ  
☎028・6233・2465  
〒320-8501  
宇都宮市塙田一丁目1-20  
▽安足土木事務所 Ⅱ ☎4119  
〒326-8555  
市内伊勢町四丁目19  
▽都市計画課 Ⅱ ☎2167  
〒326-8601  
足利市役所都市計画課  
▼都市計画審議会  
審議の内容  
▽足利佐野都市計画区域の整備開発及び保全の方針(足利佐野都市計画区域マスタープラン)【県決定】  
▽区域区分の変更【県決定】  
▽用途地域の変更【市決定】  
▽地区計画の決定【市決定】  
▽都市計画道路の変更【市決定】  
▽風致地区の変更【市決定】  
開催日時 1月14日(木)／午後2時  
開催場所 市役所本庁舎4階特別会議室  
※非公開となる場合あり。傍聴希望者は事前に足利市都市計画課にご確認ください。



市長コラム No.084



和泉 聡

### 最上の政治

市長としての実績は？と問われ、あれをしましたこれをしました、と言うと、謙虚さが足りないといけられ、そうか謙虚に静かにしていると、あなたは一体何をしたのだ、実績はなんだ？と問い詰められる。政治家というのは、本当に難しい仕事だなどと、市長になって以来、常々思ってきました。

先日そんなことを考えていた折り、毎朝読んでいる中国の古典(今は孟子を読んでいる三度目の通読)の中に、こんな言葉を見つけました。「覇者の民は驩虞如なるも、王者の民は皞皞如たり。(中略)民は日に善に遷りながら、これをせしむる者を知らず(後略)」(189章)『孟子・下』中国古典選9(金谷治、朝日新聞社)。金谷さんの解説は、次の通りです。「覇者の政治は人気取りをするから、

民衆はその恩恵を喜んで嬉しげであるが、王者の政治は自然で目だたないから、その民衆はのんびりと満足している。(中略)治者の存在を意識しないのが、最上の政治で、それこそ王者のことだという」(226頁)

これはすごい！と私は思わず心の中で叫んでしまいました。人々が政治や行政の存在を忘れてしまおうぐらい自然にまちが運営され、公平さが保たれ、人々が満足して幸せに暮らしている。それこそが、最上の政治であって、あれをしたから人口が増えたとか、これをしたからまちが活性化したとか言っているのは、まだまだだよ、と孟子は言っているのです。

あまりにレベルが高すぎる！と思いつつ、人々からの評価を得ることを一番の目標に置くのではなく、日々やるべきことをやっていく、その結果、人の評価は後からついてくるものだと思える。私ができるのは、そのくらいのことだなあ、と思っただけでした。